

ふじみ野市立スポーツセンター条例新旧対照表

改正案						現行					
別表(第10条関係)						別表(第10条関係)					
1 総合体育館、上野台体育館アリーナ及び駒林体育館アリーナ						1 総合体育館、上野台体育館アリーナ及び駒林体育館アリーナ					
(単位：円)						(単位：円)					
区分		利用時間及び金額				区分		利用時間及び金額			
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上野台体育館	アリーナ(全面の3分の1)	400	400	400	400	上野台体育館	アリーナ(全面の3分の1)	200	200	200	200
駒林体育館	アリーナ(全面の3分の1)	400	400	400	400	駒林体育館	アリーナ(全面の3分の1)	200	200	200	200
備考 (略)						備考 (略)					
2～4 (略)						2～4 (略)					